

第 19 回士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 12 月 20 日

士別市農業委員会

第 19 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 20 日（火曜日）
午後 4 時 30 分開会
午後 5 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 2 条の規定による農地の判断について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（25 名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 3 番 | 山下篤君 | 4 番 | 松井薫君 |
| 5 番 | 古川昇君 | 6 番 | 新田康仁君 |
| 7 番 | 森野良次君 | 8 番 | 鈴木淳一君 |
| 9 番 | 寺崎徳仁君 | 10 番 | 中澤弘幸君 |
| 11 番 | 工藤修一君 | 12 番 | 岡崎京子君 |
| 13 番 | 本間一明君 | 14 番 | 柳眞由美君 |
| 15 番 | 梅津宣保君 | 16 番 | 遠藤英俊君 |
| 17 番 | 沼舘初男君 | 18 番 | 鈴木茂樹君 |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君 |
| 22 番 | 栗本勝君 | 23 番 | 中山義隆君 |
| 24 番 | 鈴木庄一郎君 | 25 番 | 小野寺悦子君 |
| 27 番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員（3 名）

- 事務局長 林 秀 忠 君

主 査 小 林 泉 君
事 務 員 佐々木 濤 君

4. 会議の概要

(午後 4時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第19回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、10番 中澤弘幸委員、11番 工藤修一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「村上委員」「木下委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、株式会社 ●●●●、義務者、●●●●外80件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号14番・44番について 渡辺委員、番号39番・40番について 中山委員、番号49番について 佐久間委員、番号64番について 鈴木淳一委員、番号67番について 森野委員のご発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 3 件の新規認定、11 件の再認定、9 件の変更認定、3 件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 1 件増の 436 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第 3、報告第 3 号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●の 新規認定の通知がありました。なお、累計は 4 件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、報告第 4 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 3 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西3条北9丁目、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積1,822㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、下士別町41線東、地番、●●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積1,474㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和27年に住宅・昭和53年に格納庫・昭和58年に車庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町40線東、地番、●●●●の内、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積730㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和50年に格納庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地・雑種地、面積4,417㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地●●●●につきましては、昭和60年に格納庫を建設し宅地利用しており、●●●●の内につきましては、昭和年月日不詳より堆肥盤を設置し、雑種地

利用されている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町19線南、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積1,180㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和年月日不詳と昭和61年に車庫・平成8年に納屋を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号6番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町47線東、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積85㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和55年に納屋を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号7番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町45線東、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積377㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番～6番の案件につきましては、本来、転用案件ではありますが、士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。現地確認につきましては、番号1番は11月28日に、番号2番・3番は11月9日に、番号4番は11月14日に、番号5番は11月9日に、番号6番・7番は12月7日に、いずれも各担当地区農業委員3名又は4名により実施をしております。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外1筆、地目、公

簿、畑、面積あわせて 11,349 m²。

農地利用状況調査につきましては、10月31日に担当地区農業委員により実施しております。

以上の案件につきましては、再生利用困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。

なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西4区、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積 19,770 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外35筆、地目、田・畑、面積 229.221 m²、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長(保科隆志君) 次に、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局(佐々木滯君) 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積10,448㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(46線・47線東)、地番、●●●●外38筆、地目、田・畑・用悪水路、面積270,622㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(28線南)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積86,020㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17線南)、地番、●●●●外0筆、地目、田、面積20,382㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37・38線西)、地番、●●●●外18筆、地目、田・畑・用悪水路、面積220,256㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号6番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積111,248㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(25・26線南)、地番、●●●●外18筆、地目、田・畑、面積293,903㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16・17線北、17・18線南)、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積90,853㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外8筆、地目、田・畑、面積43,153㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(35・36線西)、地番、●●●●外13筆、地目、田・畑、面積143,088㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、

は、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田、面積 32,360 m²、賃貸料、反当り、田●●●●●円で●●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●●外 12 筆、地目、田・畑、面積 298,097 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●●外 2 筆、地目、田、面積 33,078 m²、賃貸料、反当り、田●●●●●円で●●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町(32・34 線西)、地番、●●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 130,638 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 57,008 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 16 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●●外 15 筆、地目、田、面積 77,214 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、16 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 19 回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後 17 時 00 分 閉会）